

函館市監査公表第33号

函館市長から、行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成29年10月5日

函館市監査委員 山 田 潤 一

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 斉 藤 明 男

函館市監査委員 松 宮 健 治



函 都 住
平成29年9月28日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市長 工 藤 壽 樹



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	都市建設部住宅課		
監 査 の 種 類	定期監査 ・ 財政援助団体等監査 ・ その他（行政監査）		
監査等実施期間	平成28年7月15日～平成29年3月27日	講評日	平成29年3月30日
調査対象事項名	（3）会議の開催状況や報酬等の支出について		
指摘事項、意見、要望事項			
ここ数年活動実績がなく今後の活動も未定のものがあり、今後のあり方も含め、整理すべきと考える。 （対象となった審議会等） 函館市住宅施策のあり方に関する検討委員会			
措置内容、対応・考え方等			
函館市住宅施策のあり方に関する検討委員会は、「函館市公営住宅等ストック総合活用計画」および「函館市住宅マスタープラン」の策定に際し、各般の意見を聴取するため設置したものです。 ここ数年、委員会の活動実績はなく、今後においても活動実績が見込めないため、当該委員会の廃止をいたしました。			